阿久根市監査公表第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第１項及び第４項並びに同条第２項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第９項の規定により、下記のとおり公表する。

なお、同条第７項の規定に基づく財政援助団体等の監査についても併せて実施したことを申し添える。

令和８年６月22日

阿久根市監査委員　花田清治
同　竹之内和満

記

１　監査の対象及び期日

総務課　令和８年５月15日から５月27日まで

２　監査の対象事項　令和７年度の財務に関する事務執行等（令和８年４月末現在）

３　監査の結果　別紙のとおり

定期監査報告書

1　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

地方自治法第199条第７項に基づく財政援助団体等の監査

2　監査の対象

総務課が所管する令和７年度予算に係る財務に関する事務の執行等

3　監査の実施期間

令和８年５月15日から５月27日まで

4　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

(1)　事業の管理状況

(2)　事業の執行状況

(3)　財政及び出納の状況

5　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和７年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

また、総務課において所掌している「阿久根市区長連絡協議会」外２団体の準公金の管理及び執行についても、適正な事務処理が行われていることを確認した。

6　監査の結果

(1)　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、適正に執行されていると認める。

(2)　意見

ア　広報・公聴について

広報業務における毎月発行の「広報あくね」は、市の行政情報をはじめ、地域の話題等を、市民に周知・提供する重要な媒体である。

現在、読み手に伝わる“分かりやすい”紙面づくりに努めているが、引き続き、紙面の工夫に努めながら「広報あくね」の充実に努めていただきたい。

また、市のホームページや様々なネット配信等による主要プロジェクト等の周知についても、充実強化に努めていただきたい。

一方、公聴についても、様々な団体等との意見交換や有識者等との意見交換会などを必要に応じて開催するなど、その推進に努めていただきたい。

イ　行政改革について

現在、「第７次行政改革（令和５年度～令和９年度）」が実施され、「持続可能で質の高い行政サービスの推進」を重点として、四つの方針を掲げ、これに向けた取組が実施されている。

引き続き、行政改革推進委員会の定期的な開催とともに、質の高い行政サービスを持続的に堅持するため、施策の検証・見直しをはじめ、デジタル化の推進に努めるなど、社会の変革及びニーズに対応する組織・機構等の構築や事務改善等に積極的に取り組んでいただきたい。

ウ　職員研修について

令和７年度における職員研修の受講者は、延べ862人であり、職場及び職員のスキルアップを図るため、多くの職員が受講していることは、非常に有意義であると考える。

引き続き、職員の実務研修をはじめ、メンタルヘルス、コミュニケーション力の向上など多岐にわたる研修を実施して、組織及び職員各位のスキルアップに努めていただきたい。

エ　防災対策について

防災対策については、災害発生に備えた食料、毛布等の生活必需品、その他の備蓄が充実してきており、また、災害調査員の設置等による各自治

会との連絡体制の確保が図られている。

一方、災害に備えた訓練も適宜実施されており、災害時の市民への防災行政無線等を通じた周知も的確に行われていると感じており、令和７年度における梅雨前線豪雨や８月の台風12号の襲来時においても、幸いにして人的被災は、最小限に抑えられたものと考えている。

今後とも、これらの防災対策をさらに推進しながら、多発化、激甚化している地震、豪雨、台風等の災害対策に適切に対処していただきたい。

また、備蓄した食料品、飲料水の適切な管理についても的確に行っていただきたい。

オ　職員の健康管理の徹底について

令和７年度における職員の定期健康診断については、会計年度任用職員を含めて、310人が受診しており、内訳は異常なし30人（9.7%）、経過観察者157人（50.6%）、要精密検査者46人（14.8%）、要治療者０人（0.0%）、治療継続77人（24.9%）となっている。

このことについては、昼休憩時のラジオ体操推進事業、福利厚生事業としての人間ドック助成等、メンタルヘルス対策に努められているが、引き続き、職員に対する平素の健康管理の徹底を促すなどして、それらの対策を充実していただきたい。

また、高ストレスと判定された職員については、定期的なチェック、相談、カウンセリング等を適切に行い、医療機関等との連携も図りながら、その改善に努めていただきたい。

⑶　指導事項

ア　財務事務について

財務事務における支出負担行為書の事務処理の際、添付資料に不備があるものなどが散見されたので、適切に処理すること。

また、支出負担行為に係る起案文書に決裁日の記入もれ等が散見されたので、適正に処理すること。

イ　服務について

⑺　休暇簿について

正規職員における休暇取得に係る申請については、令和７年からデ

ジタル化されたことなどにより、従前の帳簿による申請内容との整合性が図られていないものが散見されたので、それらは速やかに是正すること。

(ｲ) 時間外勤務命令簿について

時間外勤務に関し、夜間、休日及び祝日等における当該勤務時間単価の取扱いに不備があるものが散見されたので、それらは適正に処理すること。

(ｳ) 週休日振替・代休日指定簿について

週休日振替・代休日指定簿の事務処理と休暇簿の取得処理に関連して、その取扱いに不備があるものが散見されたので、速やかに是正すること。

(ｴ) 旅行命令簿について

旅行命令簿に記載すべき事項について、当該記載がないものなどが散見されたので、それらについては、速やかに是正すること。

定期監査報告書

1　監査の種類

地方自治法第199条第１項及び第４項の規定に基づく監査並びに同条第２項の規定に基づく監査

地方自治法第199条第７項に基づく財政援助団体等の監査

2　監査の対象

総務課消防係が所管する令和７年度予算に係る財務に関する事務の執行等

3　監査の実施期間

令和８年５月18日から５月27日まで

4　監査の着眼点

阿久根市監査委員監査規程第４条に規定する次の項目について実施した。

⑴　事業の管理状況

⑵　事業の執行状況

⑶　財政及び出納の状況

5　監査の実施内容

阿久根市監査基準に基づき、令和７年度の財務に関する事務の執行及び管理運営等が関係法令に適合し、適正かつ効率的に行われているかについて実施した。

監査に当たっては、あらかじめ提出を求めた監査資料及び関係書類について、照合、調査及び確認の実査後、必要に応じて関係職員から説明を聴取するとともに、関係帳票の全部について実施した。

また、総務課消防係において所掌している「阿久根市消防団互助会」の事務の管理及びその執行についても、適正な事務処理が行われていることを確認した。

6　監査の結果

⑴　総括

財務監査の結果、条例、規則等に基づき、適正に執行されていると認める。

(2)　意見

ア　消防団員の確保対策について

消防団は、高齢化が顕著な本市にあって、市民の安全を守るために、欠くことのできない存在であり、その重要性が、ますます高まってきている中で、本市においては、消防団員の処遇改善とともに、令和４年度から機能別団員制度を導入するなど、消防団員の加入促進及び確保対策に努めてきているところである。

このような中で、地域社会の愛護及び安全・安心を守る使命感のもとに、消防団に加入し、活動している団員には、感謝の思いしかないが、今後とも、消防団員の確保を図り、活動しやすい環境づくりのための制度等について、総合的に検討していただきたい。

イ　消防団員及び消防組織のスキルアップについて

消防団員は、平時においては地域社会のリーダーとして活躍する中で、その崇高な精神により消防団に加入して、火災の鎮圧、警戒等に従事しつつ、豪雨、台風等による自然災害等から「市民の生命・身体・財産を守る」ための活動に従事している。

このようなことから、消防団及びその団員のスキルアップのための訓練・研修等については、計画的に実施して、消防組織の機能向上及び充実強化に努めていただきたい。

ウ　消防設備及び資機材の充実について

消防設備及び資機材については、その使用状況、耐用年数等を考慮しながら、計画的にそれぞれの分団に配備してきているが、今後とも国庫補助金等の活用にも十分配慮するなどして、その充実に努めていただきたい。

(3)　指導事項

ア　財務事務に関する事項

支出負担行為書の決裁後に記載すべき決裁日について、もれがあるものなどが散見されたので、速やかに是正すること。

イ　服務に関する事項

旅行依頼簿の処理に関し、旅費の支払いに係る支払科目の記載もれがあるものなどが散見されたので、それらは速やかに是正すること。